和福障第６９２号
令和８年６月４日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　花　正　啓
（　公　印　省　略　）

同一世帯の複数児童に係る上限額管理及び請求に関する事務について（通知）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび、標題の件につきまして、同一世帯の複数児童の上限額管理事務及び請求事務について、他自治体の運用、及びシステムの仕様を踏まえ、本市の運用を改めることといたしましたのでお知らせいたします。

従前は、同一世帯の複数児童の上限額管理を行う場合、兄弟姉妹のうちのいずれか１名、又は複数名で、世帯の利用者負担上限月額いっぱいまで負担し、その他の兄弟姉妹の請求は、利用者負担上限月額を強制的に０円に変更、明細上自己負担が発生しないようにして、ご請求をいただくことを対処方法の１つとさせていただいておりました。

しかしながら、同方法による請求は本来、システムの仕様どおりの正しい請求方法ではないことから、事業所の請求担当の方は、他市町村の事業所と請求に関するやりとりを行う上で大きな支障があったことと存じます。

つきましては、以下に同一世帯の複数児童について上限管理を行う場合の正しい請求方法をお示しいたします。複数児童の上限額管理を行われる事業所は、ぜひとも正しい請求方法によるご請求をいただけますよう何卒、よろしくお願いいたします。

【運用の変更について】

・「同じ事業所」で同一世帯の複数児童を上限管理する場合（変更）

【変更前】「いずれか」の児童にのみ上限管理事業所を登録する。



【変更後】「全て」の児童に上限管理事業所を登録する。

【新たな運用について】

・異なる事業所を同一世帯の複数児童が利用する場合（新規）

同一世帯の複数児童全員に単一の同じ上限管理事業所を登録する。

例：兄がＡ事業所、弟がＢ事業所を利用し、兄で上限管理をする場合、弟はＡ事業所を利用していないが、兄、弟の両方にＡ事業所を上限管理事業所として登録し、Ａ事業所が弟の上限管理も行う。

※既に正しい方法による請求をされている事業所におかれましては、引き続き同方法による請求を継続してください。
　利用者負担額が発生しない児童の利用者負担上限月額を強制的に０円にする方法で請求されている事業所におかれましては、事務に支障のない範囲で正しい方法へ移行してください。

【添付書類】

障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和８年３月こども家庭庁作成）
※５２ページ以降の「第６　利用者負担の上限額管理事務」をぜひご確認ください。

【留意事項】

①上限額管理事務は、事業所の義務ではなく、利用する児童の保護者からの上限額管理の依頼を事業所が受諾し、成立するものであること。

②「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、上限額管理事業所及び関係事業所の利用児童に関する総費用額や利用者負担額などの情報のやりとりを行う期日が目安として設けられているが、年末年始、ＧＷなどの事由により、同要領どおりの運用ができない場合は、事業所間の事前の取決めやルールを定め、双方の請求事務に支障がないよう円滑な体制を維持すること。

③上限額管理事業所の登録は、届出書を障害者支援課（認定調査グループ）に提出した日の属する月で行われることから、請求ソフト上における請求明細書への上限額管理事業所の登録、及び利用者負担上限額管理加算の算定は同月分以降とすること。

④上限額管理事業所となる事業所の優先順位は、兄弟姉妹における兄、姉、又は兄弟姉妹の中で利用量が最も多い児童が利用する事業所が第１位となること。ただし、優先順位は絶

対ではなく、事業所相互の話合い等で決定することも可能であること。

⑤上限額管理は、仮に一時的であったとしても、保護者が世帯の上限額を超過して負担することのないようにするための仕組みであり、障害児通所支援というサービスを受ける上で非常に有意義であることから、事業所は原則として、上限額管理を行った上で給付費の請求を行うこと。

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
障害児通所支援事業者指定担当：中谷
TEL：０７３－４３５－１３６０